

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを32万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

会社が厚生年金保険に加入している間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年10月までを32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和39年10月27日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成8年3月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から平成3年9月まで

私が20歳になった昭和55年*月頃に父が国民年金の加入手続を行い、金融機関の父の口座から毎月引き落としで保険料を納付していた。

平成22年11月に障害基礎年金を受給することになり、20歳に遡って法定免除に該当したため納付済みの保険料が還付されたが、申立期間の保険料の納付が確認できないため還付とならなかった。

申立期間の保険料は間違いなく納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「私が20歳になった昭和55年*月頃に父が私の国民年金の加入手続を行い、毎月の保険料を口座振替で納付していたはずである。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成5年9月28日（社会保険事務所（当時）において資格取得処理を行ったのは同年11月4日）、資格取得は、20歳到達時の昭和55年*月*日に遡及して行われたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の父親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記の資格取得処理が行われた時点において、遡及して資格を取得した期間のうち、平成3年9月以前の国民年金保険料については時効により納付できない期間であったが、同年10月から5年3月までの保険料については過年度納付が可能であったところ、オンライン記録によると、3年10月及び同年11月の保険料を5年11月30日に、3年12月から6年3月まで

の保険料をその後に順次、過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前述の平成5年9月28日に払い出された手帳記号番号と同一となっていることが確認できるなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。